

<新型コロナウイルス感染症対応マニュアル> (2022/10/03 改定版)

新潟リハビリテーション大学
新型コロナウイルス感染症対策本部

本マニュアルは、With コロナに向けた政策の考え方 (2022年9月8日 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定) に基づき、2022年10月3日より新潟リハビリテーション大学において適用する「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」です。

~With コロナに向けた新たな段階への移行~

<基本的考え方>

- わが国全体で、Withコロナに向けた新たな段階に移行します。移行に当たっては、再度、わが国で感染拡大が生じうることも想定し、皆さんひとり一人の自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
- オミクロン株については、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染しても軽症です。一方で、高齢者の重症化リスクは引き続き高いことから、国は、全数届出の見直しを、9月26日より全国一律に導入しました。本学においても、同日より感染者情報の本学ホームページへの掲載は行わないことにしました。しかしながら、学内での感染拡大を防止する意味で、引き続き感染者や濃厚接触者の情報は収集し(後添の報告書提出、もしくは同様の情報の提供は求めます)、学内教職員のみで共有し、感染拡大防止に努めます。

(注：患者の発生届出の対象は(a) 65歳以上の者、(b)入院を要する者、(c)重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、(d)妊婦、の4類型に限定されました。)

なお、若い軽症者等が安心して自宅療養をできるようにするため、以下のような体制が整備されています。

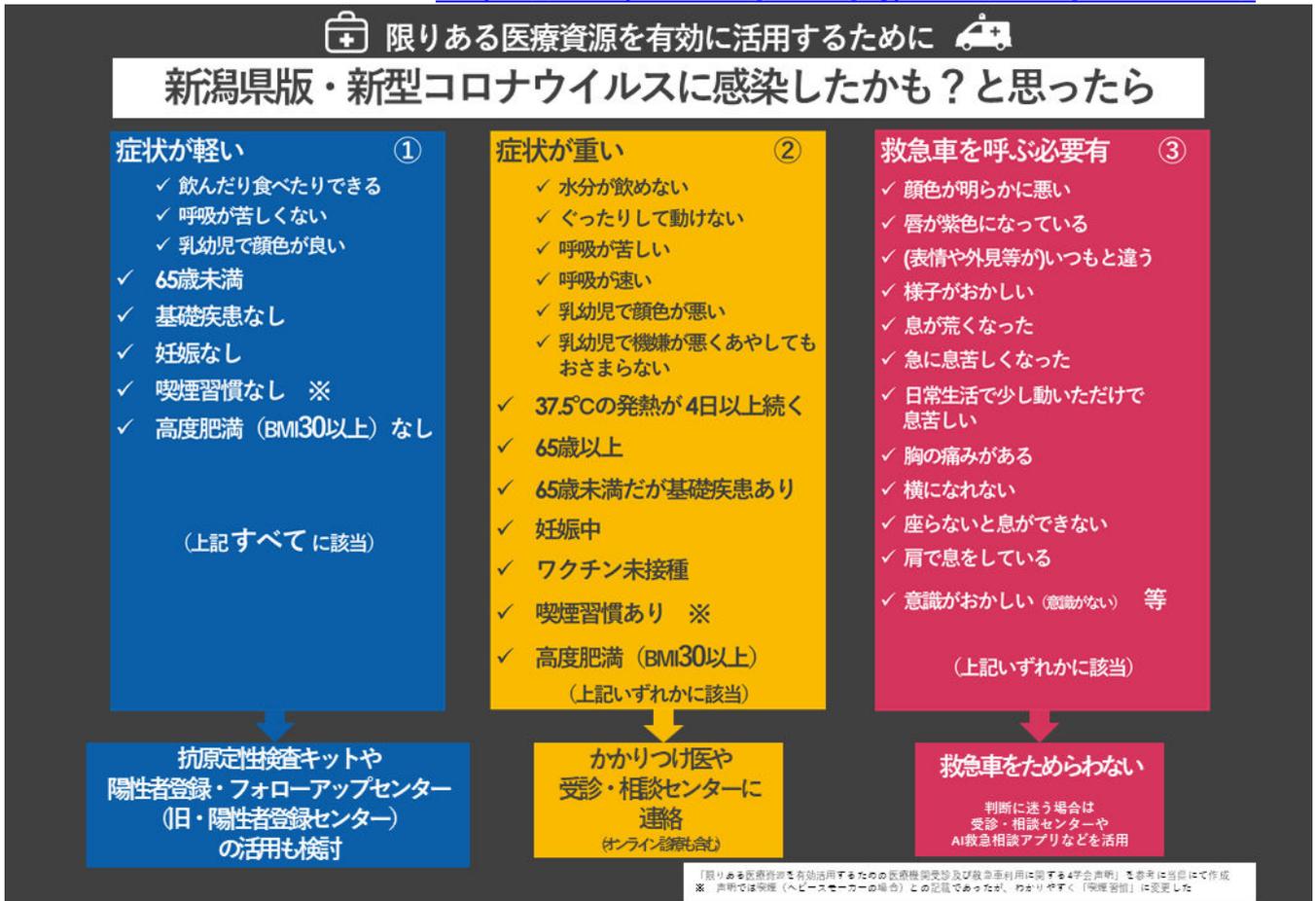
- (a) 抗原定性検査キットの、インターネット等での販売解禁(新潟県では重症化リスクの低い有症状者へは無償で配布⇒県のホームページから申請してください。)
- (b) 若い軽症者等が体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化
- (c) 若い軽症者等の方々にも、必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援

●陽性者の自宅療養期間

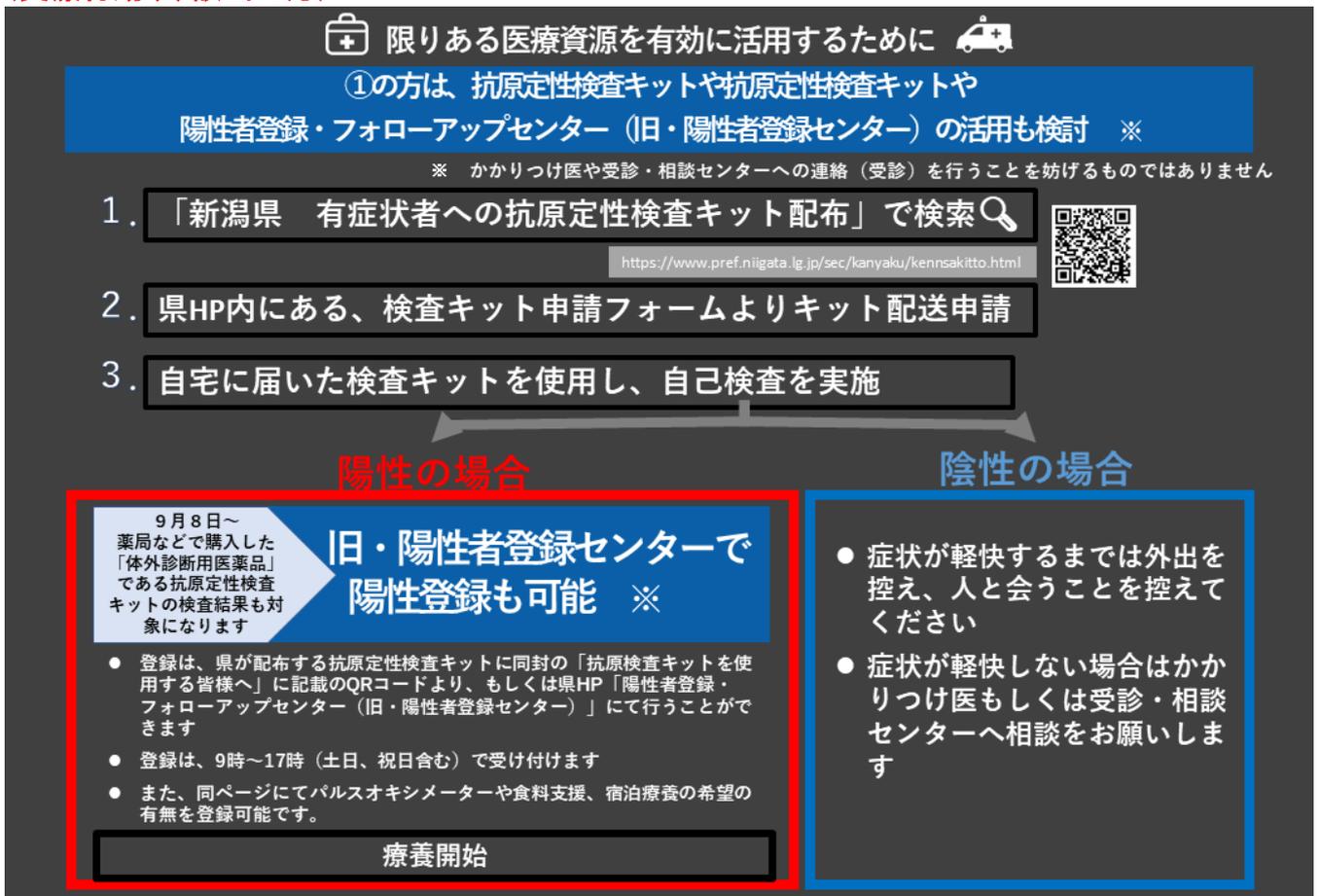
- ① 引き続き、法律(感染症法 44 条の 3)に基づき、陽性者に対する外出自粛要請が行われています。
- ② 自宅療養期間は短縮されました(9月7日より適用)。
 - 有症状者
発症から7日間
 - 無症状者
検体採取から7日間⇒ 検査キットによる検査で5日間経過後に解除可能(検査を受けない場合は7日間)
※有症状の場合には10日間、無症状の場合には7日間は引き続き、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある者との接触や感染リスクの高い行動は控えてください。
- ③ 陽性者について、症状軽快から24時間経過又は無症状の場合には、自主的な感染予防行動(※)を徹底することを前提に、食料品といった生活必需品の買い出しなど必要最小限の外出が許容されています(9月7日より適用)。
(※)ただし、外出時・人と接する時は必ずマスク着用、人との接触は短時間、移動に公共交通機関は利用しないでください。

●受療行動フローチャート（新潟県ホームページより図等を引用）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/>



●抗原定性検査キットの配布及び陽性者登録・フォローアップセンターについて
(受療行動(1)該当の方)



▼有症状者への抗原定性検査キットの配布については、こちらをご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kennsakitto.html>

▼陽性者登録・フォローアップセンターについては、こちらをご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/0514092.html>

●判断に迷う場合や受診先に迷う場合

 限りある医療資源を有効に活用するために 

判断に迷う場合には

新潟県新型コロナウイルス
受診・相談センター

24時間対応ダイヤル（土日・祝日含む）

025-385-7634

025-385-7541

025-256-8275

または



AI救急相談

AI救急相談アプリ

いつでもどこでもLINEで相談



または

<https://lin.ee/fzdDFwB>

大人（15歳以上）救急医療電話相談 TEL # 7 1 1 9

小児（15歳未満）小児救急医療電話相談 TEL # 8 0 0 0

*19時から8時までの夜間対応

受診先に迷う場合には

上記、新潟県新型コロナウイルス受診・相談センターへ

▼新潟県新型コロナ受診・相談センターについてはこちらをご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

<濃厚接触者について>

●濃厚接触者の定義

感染者と感染の可能性のある期間（※1）に接触し、以下の範囲（※2）に該当する場合は、濃厚接触者となります。

※1 感染の可能性のある期間

(1) 有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養解除の基準を満たすまで。

(2) 無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで。

※2 濃厚接触者の範囲

次のいずれかに該当する場合

- ・感染者と同居または長時間の接触があった。
- ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった。
- ・適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした。
- ・感染者の気道分泌液もしくは体液などに直接接触した可能性が高い。

参考) 濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・ 近距離で、飲食しながら会話をした。
- ・ 休憩室や更衣室などでマスクをしないで会話をした。
- ・ 喫煙所で、一緒に喫煙をした。
- ・ 近い座席で長時間を過ごした。
- ・ 換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした。

●濃厚接触者の特定

検査陽性者の同居家族は濃厚接触者になります。新潟県においては、同居家族以外の濃厚接触者については、陽性者自身が判断することとなっています（保健所による特定はありません）。本学学生・教職員が検査陽性者となった場合は、本学が家族以外の濃厚接触者についての判断・対応を行います。）

➡濃厚接触者は、「健康観察シート」を記録（学生はポータルサイトに入力）してください。健康観察期間中に発熱、鼻水、咳、喉の違和感など風邪症状が出現した場合には、**自宅療養（無症状、あるいは症状が軽い場合）**もしくは、**かかりつけ医を受診してください。**

●濃厚接触者になったという連絡が来た際取るべき行動 健康観察期間中の過ごし方

- (1) ご自身に症状がない場合は、自宅待機期間は5日間(※)となります。
 - ・ 不要不急の外出は控えてください。大学構内へも入構しないでください。
 - (※)感染者と接触した最終日の翌日から起算、最終接触日が1月1日の場合、健康観察終了日は1月6日
 - ・ やむを得ず外出する場合は、マスクの着用と手指消毒などの感染予防策を必ず行い、公共交通機関を使用しないでください（電車、バス、タクシー、飛行機など不特定多数の方が利用するもの）。
- (2) 期間中はご自身の健康状態を毎日確認してください。
 - ・ 最低でも1日2回以上の体温測定をお願いします。
 - ・ 発熱、鼻水、咳、喉の違和感など風邪症状が出現しないかご注意ください。
- (3) 6日目以降は、自宅待機は不要ですが、7日間が経過するまでは、必ず最低でも朝夕2回の検温などご自身で健康状態の確認を続け、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けてください。

●相談窓口

- (1) 症状があって受診したいが、かかりつけ医がない場合
新潟県新型コロナ受診・相談センター（025-256-8275、025-385-7541、025-385-7634）へ電話してください（毎日24時間対応）。
- (2) 症状がないが相談したい場合
新型コロナウイルス感染症コールセンター（025-282-1754）へ電話してください（平日 AM 8:30~PM 5:00対応）。
- (3) 療養中の体調変化などで相談したい場合
陽性者登録・フォローアップセンター（0120-935969）へ電話してください（毎日24時間対応）。

【1】 本人が抗原検査等の結果陽性であった、もしくは医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された場合

治癒するまで大学構内への入構を禁止します。自宅療養（無症状、あるいは症状が軽い場合）もしくは医療機関等の指示に従い治療に専念してください。学生はゼミ担当教員、教職員の場合は所属部署に状況報告を行ってください。その際、様式1の提出、もしくは同様の内容を報告してください。自宅療養期間を過ぎて症状が消失もしくは軽快している場合は入構が可能です。登校や出勤開始にあたって、治癒証明書等の提出は不要です。後日、医療機関のレシート、その他、陽性を確認できる書類を提出してください。

<報告書類> 様式 1 罹患者用報告書

【2】 本人が濃厚接触者となった場合

感染者と最後に接触した日の翌日を1日目として、5日目まで大学構内に入構できません。また、不要・不急の外出は避けてください。状況把握のため、学生はゼミ担当教員、教職員の場合は所属部署に電話で報告してください。その際、様式2の提出、もしくは同様の内容を報告してください。

<報告書類> 様式 2 濃厚接触者用報告書

【3】 その他 感染の恐れが生じた場合

（1） 家族等の同居者に感染の恐れがある場合

【1】同居者の陽性診断が確定したとき⇒濃厚接触者となります。【2】も参照してください。

陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として5日間（6日目解除）の自宅待機となります。または、住居内で感染対策（※）を講じていなかった場合は講じた日を0日目として5日間（6日目解除）となります。また、他の同居家族が発症した場合、無症状の陽性者が発症した場合は、新たにその発症日が起点となります。

（※）感染対策：マスクの着用、手洗い、手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒の実施など

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目～	
家庭内でもマスクを装着するなどの感染対策ができていた場合	同居している方が発症もしくは検査を行った日	自宅待機期間					待機解除 通常の生活 (出勤・登校可能)	
		自宅待機期間中に症状が出現すれば、陽性となった可能性がある。						
家庭内でもマスクを装着するなどの感染対策ができていなかった場合	家庭内で隔離、マスクの装着等感染対策を開始した日	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目～
		自宅待機期間					待機解除 通常の生活 (出勤・登校可能)	
自宅待機期間中に症状が出現すれば、陽性となった可能性がある。								

【2】 同居者が濃厚接触者と特定されたとき

同居者のPCR検査結果が出るまでは大学構内に入構できません。同居者がPCR検査で陰性と確認され、ご自身に症状がなければ大学構内に入構可能です。

【3】 同居者が発熱、呼吸障害、倦怠感など感染を疑わせる症状があり、PCR検査を受けたとき

同居者の結果が判明するまでは、大学構内への入構をお控えください。

(2) 濃厚接触者の濃厚接触者となる疑いがある場合

[1] 濃厚接触の対象が家族等の同居者の場合

上記(1) 家族等の同居者に感染の恐れがある場合の通りとします。

[2] 濃厚接触の対象が同居者以外(友人等)であり、濃厚接触判明後の接触がほとんどない場合

ご自身に症状がない場合： 大学構内への入構は可能ですが、特に、5日間は自身の体調の変化に注意してください。

ご自身に症状がある場合： 大学構内へ入構することなく、**自宅療養(無症状、あるいは症状が軽い場合)** もしくは医療機関を受診してください。

[3] 濃厚接触者の対象が同居者以外(友人等)であるが、その濃厚接触者と濃厚接触しており、その濃厚接触者のPCR検査結果がまだ判明していない場合

ご自身に症状がない場合： 濃厚接触者のPCR検査が判明するまでは、できるだけ大学構内への入構を控えてください。学生の場合、欠席できない授業や試験等のやむを得ない事情があつて登校する場合も、通学時や友人と接する際等との「密」(例えば近距離談話、食事)は避け、学内での行動範囲を必要最小限にとどめ、頻回な手指消毒を心がけてください。また受講が終了したら速やかに帰宅してください。実習授業では直接の接触を避け、見学に専念してください。

ご自身に症状がある場合： 大学構内へ入構することなく、**自宅療養(無症状、あるいは症状が軽い場合)** もしくは医療機関を受診してください。

新型コロナウイルス感染対策 報告書（罹患者用）

新潟リハビリテーション大学

報告日	年 月 日（第 日目）
学生	専攻 学年
教職員	教員 職員
氏名	（学籍番号）

報告事項（わかる範囲でご記入ください。）

診断機関等	病院／	保健所／抗原検査キット
陽性判明年月日	年月日	

① 診断までの症状の経過（いつ頃からどんな症状があった？体温の経過は？他に参考となる経過）
② 同居家族の状態（同居者がいる場合に、同居者の症状や体調等・新型コロナウイルス感染の有無）
③ 発症 3 日前までの行動（出勤状態や会合への出席や国内外の出向歴等）
④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況（感染者との接触や流行地等への出向等）
⑤ 発症してからの職場内での動線（出勤通路・勤務休憩やトイレ等：消毒を検討する箇所等）

（追記や報告事項あれば、適宜、様式自由で記載追加可能。）

新型コロナウイルス感染対策にむけた
報 告 書 （濃厚接触者用）

新潟リハビリテーション大学

報告日	年 月 日
学生	専攻 学年
教職員	教員 職員
氏名	(学籍番号)

報告事項（わかる範囲でご記入ください。）

① 感染者との接触時の状況（いつ頃、どのような環境下で接触したか？）

② 接触後の状態（感染者との接触後の自覚症状や体温の推移など）

（追記報告事項あれば、適宜、様式自由で記載追加可能。）

＜教職員向け＞

対面授業の運営について

- 特に、実習や実技を伴う授業は、十分に距離を空ける、状況に応じて（熱中症に注意しつつ）フェイスシールドとマスクを併用するなど、リスクを低減して実施してください。
- ディスカッションやペアワークを行う場合も、マスク着用のうえ、1m以上距離を取って行ってください。学生同士がマスクを着用しない状況での会話は避けてください。特に流行期は、連続してのペアワークは通常時より少し時間を短めに設定するなど工夫をお願いします。
- 授業中に体調不良（発熱、咳、倦怠感、その他の風邪症状）の学生に気づいた場合、または学生からの申し出があった場合には、速やかに帰宅するように促してください。保健室へ連絡のうえ、クリニックで検査を実施することも可能ですが、その場合も判定結果にかかわらず、速やかに帰宅させ、必要に応じ医療機関等を受診するように指導してください。

学生が感染した場合の取り扱いについて

- 学生が新型コロナウイルスに感染した場合は学校保健安全法による「出席停止（公欠）」となります。濃厚接触者となった場合も「公欠」となります。
- 学生が体調不良や健康上の理由等で欠席した場合も、体調回復後に補講や課題を課す等して、欠席分を出席とみなす等、本人に不利にならないようご配慮をお願いします。

対面授業で感染者が確認された場合の対応フロー

- ①授業出席学生が感染した学生の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い。※1m以内の距離で互いにマスク無しで会話が交わされた場合は、時間の長さは問わない。
- ②授業出席学生が手で触れることのできる距離（目安1m）で、必要な感染防止策なし（マスクを外していた、鼻出しマスク、顎マスクなど不適切な着用を含む）で感染した学生と15分以上の会話をしていた。
- ③教員が感染した学生の飛沫（くしゃみ、咳、唾液等）に直接接触した可能性が高い（1m以内の距離で互いにマスク無しで会話が交わされた場合は、時間の長さは問わない）。
- ④教員が手で触れることのできる距離（目安1m）で、必要な感染防止策なし（マスクを外していた、鼻出しマスク、顎マスクなど不適切な着用を含む）で感染した学生と15分以上の会話をしていた。
- ⑤マイク等の物品を消毒せずに感染した学生を含め共有していた。
- ⑥発語を伴うペアワークやグループワークなどが連続して15分以上あった。
- ⑦学生、教員含めて長時間の身体接触（実習など）があった。

- 上記①～⑦のどれもあてはまらない⇒教員及び授業参加者への感染の可能性はほぼありません。対面授業を続けて問題ありません。
- 上記③～⑦はどれもあてはまらない⇒教員への感染の可能性はほぼありません。対面授業を続けて問題ありません。
- 上記③～⑦のどれか一つでもあてはまる⇒感染者に濃厚接触者として特定される可能性があります。特定された場合は、5日間の自宅待機とし、遠隔授業に切り替えてください。